

景観計画書【景観形成特別地区__上野恩賜公園周辺（Cゾーン）】

（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
<p>（記載欄）景観に関する計画全体の考え方や特に配慮した点等を記載ください。</p>	
配置	<ul style="list-style-type: none"> ■上野駅前広場など公共空間との関係に配慮した配置とする。 ■隣接する建築物の壁面の位置などに配慮する。 ■敷地内やその周辺に歴史的・文化的な資源や保全すべき樹木等がある場合は、それらを活かした配置となるよう配慮する。
	<p>（記載欄）上記内容を踏まえ、配置に関して配慮した点を記載ください。</p>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■国立西洋美術館や上野駅周辺、上野恩賜公園の主要な眺望点からの見え方に配慮した高さや規模とする。 ■周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さや規模の建築物は避ける。
	<p>（記載欄）上記内容を踏まえ、高さ・規模に関して配慮した点を記載ください。</p>
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺建築物等との調和を図る。 ■国立西洋美術館等の主要な眺望点から建築物が視認できる場合は、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の存在感を抑えるため、背景となる空や風景に溶け込むような色彩・素材とする。 ・長大な壁面は分節する等、圧迫感を低減する。 ■上野駅前広場に面する建築物の低層部は、ヒューマンスケールのまちなみ形成に寄与するよう、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・商業・文化施設等を配置する。

<p>(続き) 形態・意匠・ 色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいの連続性や屋内外の一体性に配慮した計画とする。 ・歩いて楽しい空間の創出を図る。 ■建築物に附帯する屋外設備等がある場合は、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・上野駅、高層階、交通施設等から見えない位置に配置する。 ・周囲から見えないよう建築物と一体的に計画する。 ・見える場合は、目隠しフェンス等で修景を行う。ただし、目隠しフェンス等が、周辺の建築物群の高さから突出した高さとならないようにする。 ■配管やダクト等は、外壁面に露出させないように配慮する。露出する場合は、目立たないものとなるように配慮する。 ■バルコニーやベランダについては、外部からの視線を遮るような素材や構造等にする。 ■建築物の色彩は、周辺との調和を図り、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物等における色彩の基準（台東区景観計画 P100）」における色彩計画の基本的な考え方や色彩方針を参考とし、計画を行う。 ・色彩基準に適合するものとする。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、形態・意匠・色彩に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>外構・緑等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■外構計画は、隣接する敷地や道路等、周辺のまちなみとの調和を図る。特に、道路に面する部分の床仕上げについては、質感のある仕上げとするよう配慮する。 ■駐車場や駐輪場、ごみ置き場、外構に附帯する設備等については、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・上野駅前広場や道路等の公共空間から見えない位置とする。 ・周囲から見えないよう建築物と一体的に計画する。 ・見える場合は、建築物との調和を図るとともに、歩行者からの見え方に配慮した修景を行う。 ■緑化にあたっては、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・上野恩賜公園のみどりとの連続性に配慮し、積極的に緑化を図るとともに、屋上緑化や壁面緑化等も活用し、立体的な緑化となるよう工夫する。 ・周辺の樹種と親和性のある樹種の選定を図り、在来種中心とした緑化計画とする。 ・四季が感じられるような樹種を取り入れるよう努める。 ■周辺環境に応じた照明を行い、夜間の歩行空間の演出を行う。

<p>(続き) 外構・緑等</p>	<p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、外構・緑等に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>特記事項</p>	<p>■地域別に定められたガイドライン等がある場合は、当該ガイドライン等の内容を踏まえ、本基準と併せて双方の基準に配慮する。</p> <p>■「上野地区景観形成ガイドラインにおける大規模建築物等の事前届出に関する実施要綱（令和7年）」に該当する場合は、当該ガイドラインの内容に適合させる。</p> <p>■景観まちづくり協定の区域に該当する場合は、その協定の内容を尊重した計画とする。</p> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、該当がある場合は配慮した点を記載ください。</p>